

木造建築物耐震性能判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 木造建築物の耐震性能(診断・補強)に関して、専門的かつ総合的に検討することを目的として、(社)埼玉県建築士事務所協会と(社)埼玉建築設計監理協会共同で(以下それぞれ「事務協、設監協、」という。)木造建築物耐震性能判定委員会(以下「木造判定会」又は「判定会」という。)を設置する。

(対象施設)

第2条 対象施設は、原則として埼玉県内の木造建築物のうち、耐震性能(診断・補強)を必要とするものとする。

(検討事項)

第3条 判定会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 耐震診断の方法及び耐震補強性能の判定に関すること。
- (2) 耐震補強計画に関すること。
- (3) その他、耐震診断・耐震補強に必要なこと。

(構成)

第4条 判定会は、次の掲げる委員で構成する。

学識経験者	若干名
事務協会員	若干名
設監協会員	若干名

(委員の任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

(会長)

第6条 判定会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、判定会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を 代理する。

(会議)

第7条 判定会は、委員長が招集する。

- 2 判定会は、委員のうち学識経験者2名以上、及び協会委員2名以上の出席がなければ会議を開催することができない。
- 3 委員長は、必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 判定会の庶務は、事務協・設監協の事務局が持回りで担当する。

- 2 判定資料の検討のため、ワーキンググループ(以下WGという)を設置する。
- 3 WGは協会委員2名以上で構成し判定資料の事前確認をする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、判定会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月2日から施行する。